

令和 9 年度 佐久市保育所等入所のご案内

佐久市福祉事務所長



本冊子は、令和 9 年度に佐久市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所等への入所を希望される方を対象に、入所申し込みの手続きや必要な書類、保育認定の基準などについてご案内するものです。

お子様の大切な集団生活の第一歩となる施設選びや手続きをスムーズに進めていただくため、申し込みの前に必ず本書の記載事項をよくお読みいただき、内容を十分にご確認のうえ、期日までにお手続きください。

はじめにご確認ください

3歳未満児の保育需要の高まりにより、希望施設への入所やきょうだいの同時入所ができない場合があります。

また、申込書に利用希望施設として記入いただいた施設は、全て通所可能かつ利用意思があるという前提で利用調整を行います。通園を希望されない施設の記入はご遠慮ください。



入所に関する問い合わせ先

佐久市役所	こども政策課保育係	佐久市中込 3056	電話	0267 (62) 3149 (直通)
臼田支所	高齢者児童福祉係	佐久市臼田 89-3	電話	0267 (82) 3111 (代表)
浅科支所	高齢者児童福祉係	佐久市甲 1399	電話	0267 (58) 2001 (代表)
望月支所	高齢者児童福祉係	佐久市望月 263	電話	0267 (53) 3111 (代表)

※個人情報保護の観点から、決定園についての電話でのお問い合わせはお断りしております。

佐久市ホームページ「令和 9 年度保育所等入所のご案内」

(トップページ→子育て・教育→子育て・保育→保育園・幼稚園)

<https://www.city.saku.nagano.jp/kyoiku/kosodate/hoikuen/nyusho/r9nyusho.html>

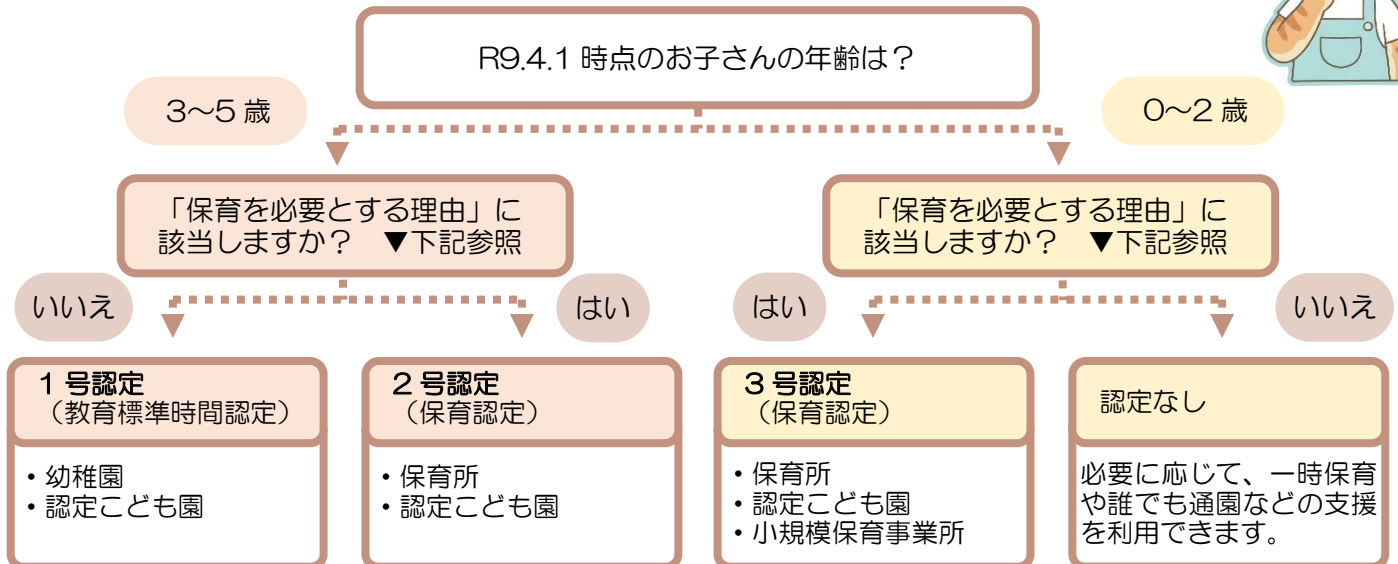
(検索条件：カテゴリ「子育て」 手続き：保育所利用申込書)

1 教育・保育認定について

教育・保育認定とは、保育所や認定こども園、小規模保育事業所等を利用する際に必要となる受給資格です。お子さんの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。



認定区分・利用できる施設のフローチャート



※佐久市にお住まいで、市外の施設を利用する場合も、佐久市からの認定を受ける必要があります。

「保育を必要とする理由」とは



とは

児童の保護者及び同居する親族等（世帯分離に関係なく同一住所に居住）で、18歳～64歳の方（学生は除く）全員が次の①～⑩のいずれかの状態にある場合に、「保育認定」を受けることができます。いずれにも該当しない場合は、「保育認定」は受けられません。

- | | |
|--------------|---|
| ① 就労 | 居宅外、又は居宅内で労働していることを常態としていること。 |
| ② 産前産後 | 母親が妊娠中であるか、又は出産後間もないこと。
(予定日の属する月の前後2か月を限度とする。) |
| ③ 保護者の疾病・障がい | 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。 |
| ④ 同居親族の介護・看護 | 長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障がいを有する同居の親族を常時介護していること。 |
| ⑤ 震災等の災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 |
| ⑥ 求職活動 | 求職活動（起業準備を含む。）を行っていること。（3か月を限度とする。） |
| ⑦ 就学 | 就学中であること。（職業訓練校における職業訓練を含む。） |
| ⑧ 虐待・DV | 虐待やDVのおそれがあること。 |
| ⑨ 家庭育児 | 育児休業取得中に既に保育を利用して、継続利用が必要であること。 |
| ⑩ その他 | ※原則継続の方が対象ですが、3歳以上児の場合は空き状況により新規申込でも該当となる場合があります。
市長が①～⑨に類すると認める状態にあること。 |

保育認定の申し込みにあたっての留意事項

- ・同居する親族等で65歳未満の方が家庭で保育することができる場合は認定できません。
- ・保育所等は「下の子どもの育児に手がかる」、「集団生活に慣れさせたい」等の理由では認定できません。認定こども園（教育標準時間認定）、幼稚園や支援サービスなどの利用をご検討ください。
- ・求職活動の場合は3か月の利用を限度とし、別の保育の必要性を証明する書類の提出により継続利用が可能となります。求職活動による延長は認められません。
- ・入園前であっても保育を必要とする理由や申込内容に変更が生じた場合はご連絡ください。
- ・市内の保育所等で勤務される保育士の方については入所時に配慮いたします。有資格者であることと勤務先が分かる資料をご提出ください。（第1希望園の入所をお約束するものではありません）

2 保育認定および保育所等利用の申し込み受付について

（１）新規入所申し込みに必要な書類

- ①「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」（緑両面、児童 1 名につき 1 枚）
- ②「令和 9 年度保育所等利用申込書」（白色片面、児童 1 名につき 1 枚）
- ③「保護者（申込者 1 名分）のマイナンバー証明」
（「マイナンバーカード」又は「マイナンバー記載の住民票等及び写真付本人確認書類」）
- ④「保育の必要性を証明する書類」（9 ページを参照し該当する書類をご準備ください。）
- ⑤「委任状」（保護者以外が受付にお越しになる場合に必要です。）
- ⑥「母子手帳」の写し（申込時に未出生の場合のみ）

※インターネットによる申し込みをする場合、①②⑤は不要です。（申し込みフォームの各項目に入力することによって、申請書等を提出したことになります。）

※ご家庭の状況に変更があった場合は、変更が該当する書類の再提出が必要です。変更の内容により、認定内容が変わる場合があります。

（２）申し込み方法

- インターネット又は受付会場（市役所）のどちらか一方でお申し込みください。
複数の方法でお申し込みされますと、正しく情報が反映されない場合があります。
（申込取消が必要な場合はご連絡ください）
- いずれの方法も、申し込みをする際に③保護者（申込者 1 名分）のマイナンバー証明、④保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）が必要になります。
- 1 号認定（教育標準時間認定）で私立認定こども園に入園希望の方は、直接施設へお問い合わせください。

インターネットによる申し込み

マイナポータル「ぴったりサービス」からマイナンバーカードを利用して申し込みをすることができます。
なお、インターネットによる申し込みが可能な児童は令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月までの期間に保育所等に新規入所を希望する児童のみです。現在入所している園に継続して入所を希望する場合や転園を希望する場合は、別途、現在の園を通じて照会予定の「現況届」によりご回答ください。

※インターネット申込の場合は第 10 希望まで記入可能です。



【受付期間】（10 月 1 日、30 日以外は 24 時間申し込み可能）

10 月 1 日（木）午前 8 時 30 分～10 月 30 日（金）午後 5 時 15 分

右記 QR コードからお申し込みください。

マイナポータル
「ぴったりサービス」



インターネットによる申し込みにあたっての留意事項

- ・申し込みには、申込者のマイナンバーカードが必要です。
- ・マイナンバーカードを読み取るために IC カードリーダー又はマイナポータルアプリがインストールされているスマートフォンが必要です。
- ・受付期間外はインターネットによる申し込みはできません。こども政策課へ直接お申し込みください。
- ・入力内容や添付画像に不備がある場合、受付ができません。この場合、再提出をいただくこともありますので、期間に余裕をもってお申し込みください。
- ・他市町村の保育所等（広域入所）を希望する場合及び中込認定こども園 1 号認定は、インターネット申し込みはできません。必ず用紙で指定期間にご提出ください。

受付会場での申し込み

第1希望の園の受付日に、必要書類等を持参の上、お越しください。



【受付日程】

【受付会場】 佐久市役所 8階 大会議室

日時	10/9 (金)	10/13 (火)	10/14 (水)	10/15 (木)	10/16 (金)
午前9:00 ～ 午前11:30	もちづき保育園 あさしな保育園 浅科幼稚園	中佐都保育園 切原保育園 田口保育園 青沼保育園	信学会佐久幼稚園 信学会佐久南幼稚園 スクール・イン・ザ・森保育園	大沢保育園 岩村田北保育園 おひさまの森	泉保育園 聖愛保育園 岸野保育園 ねねいふたば
午後1:30 ～ 午後4:00	平根保育園 臼田保育園 里曲保育園 佳里保育園	小雀保育園 ひかりの子 新設園	ISN 佐久切原キャンパス 岩村田保育園 ひまわり保育園	城山保育園 東保育園 高瀬保育園	中込認定こども園 野沢保育園

上記日程で都合のつかない場合については、次の期間内に佐久市役所こども政策課へ直接申し込みをしてください。
(期間内必着で郵送による申し込みも可能です。)

期間：令和8年10月19日(月)～令和8年10月30日(金) ※土日を除く

時間：午前8時30分～午後5時15分

《郵送申込みの宛先》：〒385-8501 長野県佐久市中込3056 佐久市役所こども政策課保育係 宛て

※郵送の場合、③「保護者(申込者1名分)のマイナンバー証明」の写しをご提出ください。

※書類に不備等がある場合、再提出をいただくこともありますので、期間に余裕をもってお申し込みください。

利用申し込みにあたっての留意事項

- 入所年齢(クラス)は、令和9年4月1日現在の年齢になります。
- 令和9年4月1日からの入所だけではなく、年度途中の入所(出生予定のお子さんの利用、育児休業明けの利用、産前産後期間の利用等)や、転入予定の方についても、同日程で申し込みを受け付けます。
- 申し込み後に希望する施設や希望する施設の順番の変更はできません。(申込期間内であれば変更可能)
- 申し込み後のキャンセルはいつでも可能です。
- 育休を理由とした新規の申込はできません。入所時にご両親とも育休期間外となるようにご注意ください。
なお、3歳以上児の場合に限り、園の空き状況により新規申込でも該当となる場合があります。
- 入所日が早いことによって、入所の順位が優先されることはありません。必ず本来希望する入所日をご記入ください。

入所日の変更について(入所決定後)

入所決定後に入所日を変更される場合は、現在の申請を一旦取り下げただき、新たに申請書等の提出が必要となります。この場合、期間外での再申請という扱いになりますが、**「変更が1回のみ」かつ当初の利用開始予定日から「3か月以内の変更」であれば、決定内容(決定園・認定区分など)を引き継ぐことが可能です。**

変更が2回以上になる場合や、3か月を超える変更の場合は決定内容を引き継ぐことができません、キャンセル待ちでのご案内となる可能性がありますのでご注意ください。

なお、園の受け入れに調整が必要である場合やご病気やケガなど、やむを得ないご事情がある場合はこの限りではありません。個別に対応いたしますので、お早めにご相談ください。

- 今年度11月以降に入所予定で、かつ、来年度の転園を希望される場合は、新規の申込を並行して行っている必要があります。(利用申込書の特記事項欄に入園予定日とR9転園希望の旨をご記入ください。)

3 申し込みから入所までの流れ

10/1～10/30	入所申込受付
12月～1月	教育・保育給付認定決定通知書発行（保育の必要性の認定） ※希望保育所等の利用決定通知ではありません。 ※未転入・未出生の方は転入・出生後の通知となります。
12月～1月	利用調整期間 ※調整が必要な方にはご連絡する場合があります。
1月～2月上旬	利用決定通知発行 ※未転入・未出生の方は転入・出生後の通知となります。
2月上旬～	利用予定の保育所等から入園準備会の通知
2月中旬～3月上旬	入園準備会（園により実施日が異なります）
4月	入園式、保育料決定通知書発行



転入予定及び出生予定のお子さんの申し込みの場合

転入後 又は 出産後	教育・保育給付認定決定通知書、利用決定通知発行 ※年度途中入所の方へは、入所前の面談時又は入所時にお渡し予定
------------	---

※決定通知等の書類は転入後・出産後の発行となりますので、**転入・出産の手続き時に**合わせて、佐久市役所こども政策課又は各支所高齢者児童福祉係へ必ずご連絡ください。

※転入の方は、入所日までに必ず転入手続きを済ませてください。

4 広域入所（市外保育所等の利用）

佐久市内にお住まいで、保護者の勤務等の状況により市内の保育所等への通園が困難な場合、市外の保育所等に入所を希望することができます。（別途、広域入所理由書の提出が必要です）

令和8年10月19日（月）～令和8年10月30日（金）の間に、佐久市役所こども政策課へお申し込みください。

入所希望先の自治体と調整が必要になるため、申し込みの際にご相談ください。



5 保育時間

保育の必要量により、保育短時間と保育標準時間に区分されます。（時間の認定）

認定区分	保育時間	土曜日
保育短時間	午前8時～午後4時（8時間）	自由登園
保育標準時間	開所から11時間	自由登園

※保護者等のどちらかの1か月の就労時間が120時間に満たない場合や、求職活動中、育児休業中で認定を受けている場合は、原則、保育短時間認定となります。

※私立園の場合は各園の規則等により異なります。

※自由登園については、追加料金等はかかりません。

※自由登園はご家族が就労等の保育の要件に該当し、保育可能な方がいない場合のみ利用可能です。

※通常保育の時間内であっても、保育の利用に該当しない場合はお迎えをお願いします。

（お買い物やきょうだいの習い事の送迎などは保育の理由に該当となりません。）

※保育の理由に該当しない利用を避け、本来の目的に合った適正利用のご協力をお願いします。

6 長時間保育（延長保育）

保護者の勤務等の都合により認定された保育時間を超えて保育が必要な場合には、延長保育を利用することができます。ご利用には、利用申し込みと延長保育料（公立：30分につき75円）が必要になります。

【例：開所時間 7：30～19：00 の園の場合】

保育短時間の場合	7：30～8：00、16：00～19：00の間が対象となります		
延長保育 7:30～8:00 通常保育 (8時間) 延長保育 16:00～19:00			
保育標準時間の場合	18：30～19：00の間が対象となります		
通常保育 (11時間) 延長保育 18:30～19:00			

※保育標準時間の場合、保育短時間に比べると月の保育料が割高になります。

※私立園の場合は各園の規則等により異なります。

7 休日保育

日曜・祝日等に保護者の勤務等で児童の保育を必要とする場合、休日保育を利用することができます。

ご利用には、事前登録と休日保育料が必要です。

実施施設	● 岩村田保育園 ● 岸野保育園 ● ひまわり保育園
------	--

※休日保育はご家族が就労等の保育の要件に該当し、保育可能な方がいない場合のみ利用可能です。

※市内の保育所等に通い2号・3号の認定を受けている方が対象です。

（上記園に通園していなくても利用可）



8 乳児保育（0歳児保育）

乳児の保育は、幼稚園型認定こども園を除く全施設で実施しています。

受入れ可能時期は園により異なりますので、一覧表をご覧ください。（公立園は概ね生後4ヵ月程度～）

※公立園ではお子さんに必要な哺乳瓶は、各ご家庭で準備をお願いしております。

※公立園での離乳食の提供は、原則ご家庭で3回食に進んでからになります。

9 病児・病後児保育

病気の治療中又は回復期にあり集団保育が適当ではなく、保護者のやむを得ない事情によって

家庭で保育できない場合に利用することができます。ご利用には、事前登録と病児・病後児保育料が必要です。

R8 実施施設	浅間総合病院（病児）、岸野保育園（病後児）
---------	-----------------------

10 受付期間以降の申し込みについて

受付期間以降も随時申し込みは可能ですが、受付期間内に申し込みをいただいた方から利用調整をさせていただきます。クラスによってはご案内が難しい場合もありますので、ご了承ください。

11 中込認定こども園について

- ・中込認定こども園は1号認定枠（教育標準時間認定）と2号、3号認定枠（保育認定）があります。
- ・2号、3号認定（保育認定）では、夏季・年末年始等を含めた自由登園日も利用可能ですが、1号認定（教育標準時間認定）の場合は（新2号*の認定を受けた場合でも）該当期間の登園ができません。また同様に、1号認定でも延長保育（預かり保育）の利用は可能ですが、無償化（費用補助）の対象になりません。
- ・いずれの枠も同時に申込を受付いたしますが、1号認定（教育標準時間認定）の申込書は2号、3号認定（保育認定）と分けて提出が必要です。
- ・中込認定こども園1号認定枠（教育標準時間認定）の申込はオンラインでの受付はできません。必ず申込書をご提出ください。（入所調整方法が異なるため）
- ・申込書に園名を記載いただく際に認定の区分を記載してください。
例：「中込認定こども園（2号）」
- ・1号認定から2号認定へ変更する場合は別途新規でのお申し込みが必要です。なお、年度途中での変更につきましては2号認定枠の定員に空きがある場合に限り可能です。

※新2号認定：1号認定を受けている場合でも、共働きなど保育が必要な理由により長時間保育を利用する場合に、その料金の一部が補助される制度です。



★ 保育料等

各月初日に在籍する就学前子どもの属する世帯の階層区分		保育料 徴収金額(月額:円)						副食費※ 徴収金額(月額:円)	
		3号認定:0~2歳(4月1日時点)						2号認定:3~5歳(4月1日時点)	
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間、保育短時間	
階層	時間 定義	第1子 同時入所に関わらず、当該世帯における1番目に年長の児童	第2子 同時入所に関わらず、当該世帯における2番目に年長の児童	第3子以降 同時入所に関わらず、当該世帯における3番目以降に年長の児童	第1子 同時入所に関わらず、当該世帯における1番目に年長の児童	第2子 同時入所に関わらず、当該世帯における2番目に年長の児童	第3子以降 同時入所に関わらず、当該世帯における3番目以降に年長の児童	同時入所児童のうち、最年長者から順に数えて1人目・2人目	同時入所児童のうち、最年長者から順に数えて3人目以降
第1-0	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第2-2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第3-2	均等割の額のみ世帯	8,250	0	0	8,150	0	0	0	0
第4-2	所得割課税額 48,600円未満	9,750	0	0	9,650	0	0	0	0
第5-2	所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	13,000	0	0	12,800	0	0	0	0
第6-2	所得割課税額 57,700円以上 76,500円未満	26,000	13,000	0	25,600	12,800	0	4,900	0
第7-2	所得割課税額 76,500円以上 97,000円未満	30,000	15,000	0	29,600	14,800	0	4,900	0
第7-3	所得割課税額 97,000円以上 135,000円未満	41,000	20,500	0	40,400	20,200	0	4,900	0
第8-0	所得割課税額 135,000円以上 169,000円未満	44,500	22,250	0	43,900	21,950	0	4,900	0
第10-0	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	53,000	26,500	0	52,300	26,150	0	4,900	0
第11-0	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	55,000	27,500	0	54,100	27,050	0	4,900	0
第12-0	所得割課税額 397,000円以上	56,000	28,000	0	55,000	27,500	0	4,900	0

●第1-0~7-3階層までの、ひとり親世帯又は障がい者世帯については下記の金額となります。

各月初日に在籍する就学前子どもの属する世帯の階層区分		保育料 徴収金額(月額:円)						副食費※ 徴収金額(月額:円)	
		3号認定:0~2歳(4月1日時点)						2号認定:3~5歳(4月1日時点)	
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間、保育短時間	
階層	時間 定義	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	1人目・2人目	3人目以降
第1-0	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第2-1	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第3-1	均等割の額のみ世帯	3,870	0	0	3,820	0	0	0	0
第4-1	所得割課税額 48,600円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
第5-1	所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
第6-1	所得割課税額 57,700円以上 76,500円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
第7-1	所得割課税額 76,500円以上 77,101円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
第7-3	所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	30,000	15,000	0	29,600	14,800	0	4,900	0

※副食費は、給食のおかずやおやつ、の食材料費を指します。なお、上記の副食費は令和8年度の公立保育園の金額であり、金額は変更になる場合があります。私立保育園等の金額については、各園にお問い合わせください。

※3号認定の保育料には、給食費が含まれています。

※同居のご家族に障がい者手帳をお持ちの方がいる場合は、手帳のコピーを別途添付してください。

保育料等についての留意事項

- 保育料は令和8年度及び令和9年度の保護者等の市町村民税額等により決定します。

4月から8月分の保育料	令和8年度の市町村民税額により算定（令和7年中所得に基づく）
9月から翌年3月分の保育料	令和9年度の市町村民税額により算定（令和8年中所得に基づく）

- 父母の収入が基準額未満の場合、祖父母やその他の親族（世帯分離に関係なく同一住所にお住まい）、又は親族以外で同居している方（内縁関係含む）の課税額を合算して保育料が算定されることがあります。
- 所得割課税額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等による控除は適用しない（所得割額から控除しない）ものとします。
- 令和9年度の途中で支給認定が3号から2号に変わった場合でも、令和9年度中の保育料は3号認定の金額となります。



保育の必要性を証明する書類

保育の必要事由に応じて「就労証明書」「添付書類」の提出が必要です。

- 世帯全員の分(18歳～64歳が対象、学生は除く)が必要です。(世帯分離している家族も含む)
- 保護者の方が単身赴任等で住所を別に行っている場合も同世帯となります。就労証明書等の書類をご準備ください。
- 海外赴任の場合は、令和7年及び令和8年中の収入額が確認できる書類が必要になります。
- 就労証明書、医師の診断書及び介護・看護状況申告書の様式は佐久市ホームページ「令和9年度保育所等入所のご案内」からダウンロードできます。

保育の必要事由	具体的事由	提出書類	注意事項等
① 就労 会社勤務 パート 等	保護者が家庭外で仕事をすることを常態としていること。(在宅勤務を含む。)	☐ 3か月以内に発行の就労証明書 (就労先事業者が記入)	1か月あたり64時間以上の労働を常態としていただく必要があります。 育児休業から復職する方も含みます。
① 就労 自営業 農業 内職 等	保護者が自営業、農業等に就労することを常態としていること。	☐ 3か月以内に発行の就労証明書 (事業主(経営者)が記入) ☐ 「確定申告書の写し」や「開業届の写し(開業初年度のみ)」等、その仕事に従事していることが分かる書類	1か月あたり64時間以上の労働を常態としていただく必要があります。
② 母親の 出産前後	母親が妊娠中であるか、又は出産後間もないこと。	☐ 母子手帳の写し (表紙及び <u>出産(予定)日の記載されている頁</u>)	出産予定日の属する月の前後2か月の利用を限度とします。 (例:出産予定日が10月11日の場合は、8月1日～12月31日の期間で利用が可能)
③ 保護者の 疾病・ 障がい	病気やケガであったり心身に障がいなどがあること。	☐ 医師の診断書等	
④ 同居家族の 介護・看護	児童の家庭で長期にわたり介護(看護)を必要とする親族がおり、その介護(看護)に常時あたっていること。	☐ 介護・看護状況申告書 ☐ 介護(看護)を受ける方の診断書、身体障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し等	入院・入所者の介護・看護での認定はできません。
⑤ 災害復旧	火災・風水害・地震などの災害のため、その復旧にあたっていること。	☐ 災害証明書等	
⑥ 求職活動(起業準備含む)	保護者が求職活動を行っている、又は児童の入所後から求職活動を行うこと。	なし	3か月の利用を限度とします。
⑦ 就学	就学していること(職業訓練校における職業訓練を含む)。	☐ 学生証又は在学証明書 ☐ カリキュラム等	
⑧ 虐待・DV	保護者及び児童が虐待やDVのおそれがあること。	☐ 申立書等	
⑨ 育児休業中の継続利用	育児休業前に、 <u>既に保育を利用していたり</u> 継続利用が必要であること。	☐ <u>育児期間の記載のある</u> 3か月以内に発行の就労証明書 (就労先事業者が記入)	※3歳以上児の場合は空き状況により新規申込でも該当となる場合があります。

※契約期間の記載がある就労証明書を提出された場合は、期間の終了までに次の契約期間が記載された就労証明書を提出してください。なお、特記事項等で契約期間が自動更新される旨の記載がある場合は、この限りではありません。

※同居のご家族に障がい者手帳をお持ちの方がいる場合は、手帳のコピーを別途添付してください。



Q:園の決定は先着順ですか？

A:申込の順番は入所調整には影響しません。お仕事や各ご家庭の事情等、保育の必要性が高い方を優先して入所を調整しております。

Q:希望園は全て埋めた方がいいですか？

A:ご記入いただいた園は全て通園可能な園として調整を行います。このため、希望園以外を記入されるとその園に決定する可能性もあります。希望順位が下位の園であっても通園に問題がない場合はご記入ください。なお、希望園の記載件数は各園の入所調整に影響しません。

Q:4月1日の入所にした方が希望園に入れる可能性が上がりますか？

A:入所調整に入所日は影響しません。一方で、短期間の入所（産前産後期間のみの利用などで同一年度内に入退所をする場合等）は別途調整できる可能性がありますので、ご相談ください。

Q:求職活動を理由とした場合は3か月間で退所となりますか？延長方法はありますか？

A:3か月以内に入所の要件が就職等に変更となれば継続可能ですが、再度求職活動を理由にした期間の延長・再設定はできません。

Q:年度途中での転園は可能ですか？

A:転園先のクラスに空きがあれば可能です。なお、次年度の転園については毎年11月頃に希望を伺いますが、新規申込の方と同時に転園の方の調整を行うため、ご希望どおりの転園ができない場合があります。

Q:昨年希望園に入所できなかったのですが、今年は優先されますか？

A:申し訳ありませんが、昨年度までの結果は入所調整には影響しません。

Q:きょうだいがい既に在籍している場合、下の子は同じ園に入れますか？

A:入所調整にあたり考慮はいたしますが、同園での入所はお約束できません。園の空き状況やその年の申し込み状況などにより別園での入所となる可能性があります。

Q:地元に住所がある方が優先されますか？

A:地元の方であることは入所調整には影響しません。お仕事や各ご家庭の事情等、保育の必要性が高い方を優先して入所を調整しております。

Q:私立幼稚園、認可外の園、私立認定こども園の1号枠についても今回の申込で調整可能ですか？

A:申し訳ありませんが、市で調整は行いません。各施設へ直接お問い合わせください。

Q:保育所等の利用時間に制限はありますか？

A:保育所等の利用についてはご家族が保育のできない時間のみとなります。就労の方の場合、往復の通勤時間+勤務時間が目安の利用時間となります。仕事帰りのお買い物やごきょうだいの習い事の送迎などは保育の要件に当たりませんのでご注意ください。

Q:申込時には未出生・未転入でした。その後出生・転入となりましたが手続きが必要ですか？

A:市民課での出生・転入のお手続き時に併せてこども政策課へお寄りいただくか、お電話等でご連絡ください。申請内容の変更をさせていただきます。

Q:他市に住所がありますが佐久市内の保育所等に申込できますか？

A:入所前に佐久市に転入し住民票を移される場合は当市でお申込みいただけます。

市外に住所を置いたまま、佐久市内の保育所等を利用したい場合は「**広域通園**」の手続きが必要です。この場合はお住いの自治体を通した協議・調整が必要となりますので、各自治体の保育所担当部局までお問い合わせください。

Q:転入予定ですが住所はいつまでに移動させる必要がありますか？

A:園での事務手続きなどもありますので、保育所等利用開始の 1 週間前までを目安にお願いしています。なお、保育所等の利用開始日までに転入されない場合は施設の利用ができません。

Q:他市で保育園を利用中で、里帰り出産を予定しています。市内保育所の申し込みは可能ですか？

A:市内外を問わず、同時に 2 か所以上の保育所等を利用（在籍）することはできません。佐久市内の保育所をご利用いただくためには、現在の在籍園を退園いただく必要があります。なお、里帰り出産中に住民票を佐久市に移動されない場合、お住いの自治体で「**広域通園**」の手続きが必要となります。

Q:両親以外の家族の就労証明が必要なのはなぜですか？

A:保育園の利用はご家族で保育できる方がいないことが前提となるため、ご家族の状況をお伺いしています。

Q:現在認定こども園の 1 号で通園していますが、新規申込せずに 2 号に変更は可能ですか？

A:2 号に変更するためには原則として新規の申込が必要です。なお、1 号認定のまま「新 2 号」として認定を希望される場合は、園を通じて申請いただくのみで新規の申込は必要ありません。

Q:入所園について電話で教えてもらうことはできますか？

A:個人情報保護の観点から入所園に関するお電話でのお問い合わせはお断わりしています。ただし、2 月の利用決定通知発行以降であれば、入所の可否（希望園のいずれかに入所できるか）については回答可能です。



☆ 年齢早見表（令和 9 年度時点）

申込クラス	対象年齢	生年月日	年長卒園時期
年長	5 歳～6 歳	R03（2021）.4.2 ～ R04（2022）.4.1	R10 .3.31
年中	4 歳～5 歳	R04（2022）.4.2 ～ R05（2023）.4.1	R11 .3.31
年少	3 歳～4 歳	R05（2023）.4.2 ～ R06（2024）.4.1	R12 .3.31
2 歳児	2 歳～3 歳	R06（2024）.4.2 ～ R07（2025）.4.1	R13 .3.31
1 歳児	1 歳～2 歳	R07（2025）.4.2 ～ R08（2026）.4.1	R14 .3.31
0 歳児	0 歳～1 歳	R08（2026）.4.2 ～ R09（2027）.4.1	R15 .3.31
0 歳児	0 歳	R09（2027）.4.2 ～ R10（2028）.4.1	R16 .3.31

令和 9 年度市内保育所等施設一覧表

	施設名	定員	所在地	開所時間	電話番号 市外局番 (0267)	受入 年齢	一時 保育	乳児 保育	障害児 保育
公立	泉保育園	140	三塚 300-2	7:30 ~19:00	62-1259	概ね 4 か月~		○	○
	大沢保育園	45	大沢 789-1	7:30 ~19:00	62-1128	概ね 4 か月~		○	○
	城山保育園	160	平賀 4195	7:30 ~19:00	78-3691	概ね 4 か月~		○	○
	東保育園	120	新子田 880-2	7:30 ~19:00	67-2271	概ね 4 か月~		○	○
	平根保育園	100	上平尾 847-3	7:30 ~19:00	67-2094	概ね 4 か月~		○	○
	岩村田保育園	150	岩村田 5088	7:30 ~19:00	67-2281	概ね 4 か月~		○	○
	中佐都保育園	130	塚原 787-1	7:30 ~19:00	67-3419	概ね 4 か月~		○	○
	高瀬保育園	90	鳴瀬 1371	7:30 ~19:00	67-2155	概ね 4 か月~		○	○
	切原保育園	50	中小田切 96	7:30 ~19:00	82-2180	概ね 4 か月~	○	○	○
	田口保育園	90	田口 3117	7:30 ~19:00	82-2602	概ね 4 か月~	○	○	○
	青沼保育園	50	入沢 232-2	7:30 ~19:00	82-3110	概ね 4 か月~	○	○	○
	もちづき保育園	170	協和 7430-1	7:30 ~19:00	54-7430	概ね 4 か月~	○	○	○
	あさしな保育園	150	御馬寄 715-1	7:30 ~19:00	51-5005	概ね 4 か月~	○	○	○
	幼保連携型認定こども園 中込認定こども園	145	中込 1-10-2	7:30 ~19:00	88-8867	概ね 4 か月~	○	○	○
私立	岸野保育園	150	伴野 1792-1	7:00 ~19:00	63-0123	概ね 4 か月~	○	○	○
	野沢保育園	90	取出町 491-2	7:30 ~19:00	62-0634	概ね 6 か月~		○	○
	聖愛保育園	130	原 267-1	7:30 ~19:00	62-1208	概ね 4 か月~	○	○	○
	臼田保育園	80	臼田 2126-8	7:30 ~19:00	82-2332	概ね 4 か月~	○	○	○
	里曲保育園	45	三分 237-1	7:30 ~19:00	82-4523	概ね 4 か月~	○	○	○
	ひまわり保育園	60	瀬戸 1177-13	7:15 ~19:15	62-6495	概ね 2 か月~		○	○
	幼保連携型認定こども園 ねねいふたば	90	根々井 197-1	7:00 ~19:00	78-3778	概ね 4 か月~		○	○
	保育所型認定こども園 岩村田北保育園	175	岩村田 3606-9	7:30 ~19:30	68-3030	概ね 4 か月~	○	○	○
	幼保連携型認定こども園 浅科幼稚園	60	甲 1181-8	7:30 ~19:00	58-2112	概ね 7 か月~	○	○	○
	保育所型認定こども園 小雀保育園	237	岩村田 1158-10	7:00 ~19:00	67-2287	概ね 8 か月~	○	○	○
	幼稚園型認定こども園 信学会佐久幼稚園	415	猿久保 232	7:30 ~19:00	67-1508	満 3 歳~			○
	幼稚園型認定こども園 信学会佐久南幼稚園	90	湯原 11-1	7:30 ~18:30	82-1155	満 3 歳~			○
	幼保連携型認定こども園 ISN 佐久切原キャンパス	97	中小田切 100-1	7:30 ~19:00	78-5112	概ね 7 か月~		○	○
	(認定こども園に移行予定) 佳里保育園	120	下小田切 51-1	7:30 ~19:30	82-5269	概ね 4 か月~	○	○	○
	小規模保育事業所 おひさまの森	0~2 歳児 19	岩村田 3150-1	7:30 ~18:30	67-0325	概ね 5 か月~		○	○
	小規模保育事業所 スクルドエンジェル 保育園佐久岩村田園	0~2 歳児 19	岩村田 5510-1	7:00 ~19:00	77-7553	概ね 2 か月~		○	○
	小規模保育事業所 ひかりの子	0~2 歳児 19	岩村田 1165-4	7:30 ~18:30	78-3375	概ね 8 か月~		○	○
	小規模保育事業所 ディルの森 ちいさな保育園	0~2 歳児 19	令和 9 年 4 月開園予定						

※新規開設園の詳細については HP 等により別途お知らせいたします。